

宇美町観光情報サイトに店舗情報を掲載しませんか？

町ホームページ内「宇美町観光情報サイト」に、町の観光資源やイベント、町内のお食事処やお土産品の店舗についての情報を掲載しています。

今後、更に多くの情報を発信していくため、店舗情報の掲載を希望される事業者を募集しています。

ぜひお申込ください。

【掲載店の基準】

町内に次のいずれかの事業を営む方で、暴力団若しくは暴力団員に該当しないもの又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないものとします。

- (1) 飲食物の提供又は販売に関する事業
- (2) みやげ物等の販売に関する事業
- (3) 宿泊に関する事業
- (4) 娯楽、体験、見学等に関する事業
- (5) その他掲載することが宇美町の観光の推進に資すると町長が認める事業

【掲載料】 無料

【申込方法】

申込を希望される事業者は、まちづくり課商工観光係までご連絡ください。

町ホームページをご覧いただける方は、ホームページの申込方法をご確認ください。

お問い合わせ まちづくり課 商工観光係 ☎934-2370
E-Mail: shoukougankou@town.umi.lg.jp

障がい者相談支援事業所 地域活動支援センター かけはしの移転について

平成29年度から、現在宇美町にある地域活動支援センター「かけはし」が、事業所を移転します。4月3日(月)より新住所で業務開始となりますので、ご注意ください。

【新住所】

〒811-2202 糟屋郡志免町東公園台2-8-5
☎517-4202

お問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎934-2278

3月は『自殺対策強化月間』です

警察庁統計(暫定値)によると平成28年の県の自殺者は869人であり、全国と同様減少傾向にあります。しかし、依然として900人近くの方が自ら命を絶つという状況が続いています。

自殺対策基本法において、自殺者数の多い3月を「自殺対策強化月間」とし、国、地方公共団体、関係民間団体などが連携して、重点的に啓発活動を展開しています。

自殺を考えている人は、悩みを抱えながらも救いを求めており、言葉や行動などから何らかのサインを発信しています。そのサインを、周囲にいる人たちが敏感に気づくことが大切です。

地域一人ひとりの『気づき』により、専門機関への相談を勧めて、みんなで自殺予防につなげましょう。

《こんなサインが多いときは注意!》

- ・以前と比べて表情が暗く、元気がない
- ・体調不良の訴えが多くなる
- ・仕事や家事の能率が低下、ミスが増える
- ・周囲との交流を避けるようになる
- ・外出をしなくなる
- ・飲酒量が増える など

《電話相談》

ふくおか自殺予防ホットライン(24時間年中無休)
☎592-0783

お問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎934-2278

臨時職員勤務希望の登録を受け付けます

【賃金】 日額6,150円

【応募書類】 履歴書

【勤務内容】 埋蔵文化財発掘緊急調査の発掘作業および整理作業

【勤務場所】 宇美町内

【勤務形態】

1日7時間45分 月16日 勤務

8時30～17時15分

労働者災害補償保険・雇用保険適用

【受付期間】 4月14日(金)まで

郵送の場合は、4月14日(金)の消印があるもので受付けます。

※登録の有効期限は平成30年3月31日までです。

【登録にあたっての注意事項】

※登録された方の中から選考して任用しますので、必ず任用されるとは限りません。また、平成29年度に発掘調査が実施されない場合は任用されません。

※4月14日(金)までに登録をお願いします。

書類提出先・社会教育課 スポーツ文化振興係
お問い合わせ 宇美町平和1-1-1 ☎933-2600

平成29年度 固定資産税課税台帳の閲覧について

地方税法第382条の2の規定により、固定資産税課税台帳を閲覧に供します。

閲覧できる方は、本人(代理の場合、委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人、借家人などです。

【場 所】 税務課

【開 始 日】 4月3日(月)

【時 間】 8時30分～17時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

【手 数 料】 4月3日(月)～5月31日(水)…無料
6月1日(木)以後…1納税者(共有含)につき300円

【備 考】 閲覧される方は、印鑑をお持ちください。また相続人の場合は、被相続人との関係がわかる書類(戸籍など)、借地・借家人の場合は、契約書などを提示してください。また、納税通知書がお手元に届きましたら、納税通知書や課税明細書などの関係書類も提示してください。

お問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎934-2242

平成29年度 土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条の規定により、土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿を縦覧に供します。縦覧できる方は、土地及び家屋の納税者です。

【場 所】 税務課

【期 間】 4月3日(月)～5月31日(水)

(土・日曜日、祝日を除く)

【時 間】 8時30分～17時15分

【備 考】 縦覧される方は、印鑑をお持ちください。納税通知書がお手元に届きましたら、納税通知書や課税明細書などの関係書類を提示してください。

お問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎934-2242

宇美須恵都市計画道路が変更されました

宇美須恵都市計画道路(宇美町内)8路線のうち6路線が平成29年2月21日付けで変更されました。都市計画法に基づき、次のとおり縦覧できます。

【変更内容】

- 宇美須恵都市計画道路の変更(町決定)
 - ①3・3・14-7号 長谷辻荒木線の変更
- 宇美須恵都市計画道路の変更(県決定)
 - ①3・3・14-1号 志免宇美線の変更
 - ②3・3・14-2号 粕屋宇美線の変更
 - ③3・3・14-8号 辻荒木佐谷線の変更
 - ④3・3・14-10号 原田太宰府線の変更
 - ⑤3・4・14-11号 下宇美辻荒木線の変更

【場 所】 都市計画課(南別館)

※町のホームページからもご覧いただけます。

【時 間】

8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ 都市計画課 都市計画係 ☎934-3006

学童保育支援員募集

町学童保育連合会において、小学校1～6年生を対象に、放課後など(夏休みなど含む)に生活や遊びの指導を行う支援員を募集します。

【支 援 員】

要件: 子ども好きで健康な、保育士などの有資格者
給与: 時給910円

【勤 務 地】 町立小学校敷地内の学童保育所

【勤 務 時 間】 13時～18時(夏休みなどは、8時～)

【応 募】 履歴書を郵送またはお持ちください。

申込・宇美町学童保育連合会 〒811-2132 宇美町原田3-1-1
問い合わせ (はるだっこ第2クラブ内) ☎934-3811

今、葬儀は事前に決める時代です。

事前相談

西日本典礼 宇美斎場 宇美町宇美3-3-6
TEL 931-1000

新学年生徒募集中!
教室見学随時受付中!!

★宇美センター 宇美4-2-10 木村ビル2F
(火・水・金) TEL 957-6615 携帯 090-9075-6404 (荒木)

★宇美東 宇美東1-4-1 極東クリーニングそば
(月・木) TEL 933-7828 携帯 090-9589-1212 (伴)

★宇美はるだ 原田4-18-8 原田下公民分館
(火・金) TEL 934-3180 携帯 090-1345-8634 (須原)

